

○国土交通省告示第五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町近家及び同市津島町高田地内）

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県宇和島市津島町近家及び津島町高田地内

2 使用の部分 愛媛県宇和島市津島町近家及び津島町高田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、愛媛県宇和島市津島町岩松地内から同市津島町高田地内までの延長3.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道56号改築工事（宇和島道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

**3 法第20条第3号の要件への適合性**

**(1) 得られる公共の利益**

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知市を起点とし、四万十市、宇和島市等を経て松山市に至る延長約355kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する愛媛県宇和島市及び南宇和郡愛南町（以下「本地域」という。）は、海面養殖業等が盛んな地域であり、水産品としてはマダイやブリ類等の養殖が行われており、これらの水産品は関東及び関西方面等へ出荷されている。

しかしながら、本地域にはこれらの物流等を担う主要幹線道路が本路線しかなく、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民の地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、宇和島市津島町高田地内で17,113台／日であり、混雑度は1.40となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線（宇和島道路）の他の区間と接続し、高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線と連絡することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年8月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクボハゼ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、メダカ、シロウオ等が確認されている。オオタカ、ハヤブサ及びサシバについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境が周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。クボハゼ、サンショウクイ、メダカ及びシロウオについては、同様の生息環境が周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、キンラン等が確認されているが、生育地が計画路線から離れていることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、愛媛県教育委員会より工事施工による当該埋蔵文化財への影響はないとする旨の回答がなされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より西側のルート案及び現道拡幅案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積は中位であるものの、支障物件が最も少ないこと、工事施工期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、愛媛県知事及び宇和島市長を会長とする愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認め

られるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県宇和島市役所